

令和3年度 鳥取県会計年度任用職員（女性活躍企業推進員） 採用試験募集案内

◆鳥取県令和新时代創造本部女性活躍推進課 企画担当◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎6階）
電話(0857)26-7075・7077 <https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和3年1月22日（金）～令和3年2月4日（木） ◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。） ◎郵送の場合は、令和3年2月4日（木）必着とします。 （封筒の表に「受験申込」と朱書きで表記し、簡易書留としてください。）
試験日時	令和3年2月15日（月） ◎受付 午前 9時30分から 9時50分まで ◎説明 午前 9時50分から 10時00分まで ◎作文試験 午前10時00分から 10時45分まで （休憩） ◎面接試験 午前11時10分から ※ 面接の個々の試験時間については、受験票でお知らせします。
試験会場	鳥取県庁議会棟3階第15会議室（鳥取市東町一丁目220番地）
試験結果発表日	令和3年2月18日（木）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
会計年度任用職員 （女性活躍企業推進員）	1 名	○県東部、中部を中心とする個別企業訪問による鳥取県男女共同参画推進企業認定制度、女性活躍推進のための制度紹介、申請の働きかけ、申請手続きのサポート、取組促進 ○鳥取県男女共同参画推進企業認定制度に係る認定事務（書類審査、実地審査等）の補助 ○企業への取組へのフォロー	鳥取県令和新时代創造本部女性活躍推進課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎6階）

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 次のいずれにも該当する人
 - ・企業、法人又は団体の組織で総務、労務管理、営業等の経験がある人
 - ・普通自動車の運転免許証を取得していること
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和3年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
作文試験	30点	職務に必要な基礎的知識等を確認するための筆記試験（45分）
面接試験	60点	個別面接による人物についての口述試験（1人20分程度）

5 任用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 8,770円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2月分（6月期1月分、12月期1月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和3年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当）</p> <ul style="list-style-type: none">・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給）・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額とします。・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>（1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>（2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	1ヵ月17日 午前8時30分から午後5時15分まで
任用の期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>（1）採用試験申込書 1部 ※ 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm。6箇月以内に無帽で撮影したもの。）を、裏面に氏名を記入した上で、申込書に添付すること。</p> <p>（2）返信用封筒 1部 ※ 長形3号、受験票返送先の住所・氏名を記載し、84円切手を貼ること</p>
申込み先	鳥取県 令和新時代創造本部 女性活躍推進課 企画担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎6階） 電 話0857-26-7075・7077（受付時間 8：30から17：15）
受験票の交付	受験票を郵送しますので、令和3年2月10日（水）までに受験票が到着しないときは、上記申込先に問い合わせてください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【採用試験申込書の記載方法】

以下の点に留意し、「自由記載」欄（任意で記入）以外のすべての欄を漏れなく正確に記入してください。

- 1 「連絡先」欄
 - (1) 住所は、受験票、試験結果通知の送付先になりますので、棟、号室まで正確に記載してください。
 - (2) 電話番号は、採用する際には電話による意向確認を行う場合がありますので、確実に連絡が取れる番号を記載してください。（携帯電話をお持ちの方は必ず記載してください。）
- 2 「学歴」欄
既定の欄を超える場合は、直近の学歴が末尾の欄に記載できるよう古い順に記入してください。
- 3 「職業履歴」欄
 - (1) 「職務内容」には、勤務先と具体的な職務内容を記入してください。
 - (2) 既定の欄を超える場合は、直近の職業が末尾の欄に記載できるよう古い順に記入してください。
- 4 その他注意事項
記載内容に不正があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。

8 合格者の決定方法

- (1) 作文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に合格者1名、及び補欠合格者若干名を決定します。
- (2) ただし、合計の得点が一定基準（全体の6割）に満たない場合には、合格者として決定しません。
- (3) 補欠合格者は、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格者の登録有効期間内で欠員が生じた場合に順位が上位の者を採用します。補欠合格者の採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。
補欠合格者有効期間：令和3年3月31日

9 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23 cm×12 cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1ヵ月	鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課（県庁本庁舎6階）

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず受付時間内に試験会場においでください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、受験票及び本人確認ができるもの（例：運転免許証など）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

試験会場案内図

試験当日は、鳥取県庁議会棟正面出入口より誘導表示に従って、3階の試験会場（第15会議室）までおいください。

また、車でお越しの方は、県庁駐車場をご利用ください。

